

北川 健

幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊

——兵農分離の原則と農町穢非登用の形式——

幕末長州藩の部落民軍隊は、部落兵の「身分解放」を条件、約束としてのものであつた——というのが、これまで私を含めて研究界のユメ疑うことのない所説註①であつた。

しかし、そうではない。そんな見説はとんでもない虚像であり、幻想である。部落民軍隊を指して「身分『解放』によつて」(田中彰氏)^{註②}の、「解放を保障」(布引敏雄氏)しての、「解放を約束した」(利岡俊昭氏)もの、とどちらえてきたことは大いなる錯誤である。加えて「名目のみの解放」(布引氏)、「解放は幻想にすぎなかつた」(利岡氏)とウワヌりしては、二重の幻想である。

たとえ「名目だけの解放」とか「幻想にすぎない解放」とか云い替えてみたところで、そもそも「解放の約束」なんてものからして実はありはしないのだ。この幻想の二重像を取扱うことなくして、部落民軍隊は浮かばれはしない。従来の定説、通説を根底からくつがえし、その実像と核心を提示するのが本報告である。

ところで、幕末の部落民軍隊が部落兵に「身分解放」を見返りとするものであつたという旧説は、元来、次の記事を史料としている。

垣之内

右、今度異賊打払被仰付候付ては、垣之内壯年の者、戦場罷出度相願候者於有之は、兼て心得宜敷、左の科目ニ相叶候者の義は願の通被差免、穢多の名目被差除、平常一刀并胴服をも可被差免候、尤壱村凡百軒ニ五人の外、不被差免候事

強壯の者

勇氣の者

早道の者

才智ある者

右の趣を以沙汰被仰付候条、願書差出候ハ、於郡奉行座、篤と詮議の上行状書相添、当月中を限、山口御手當方え差出候様被仰付候事

亥文久三年七月

(毛利家文庫『部寄』)

すなわち、この文久三年(一八六三)「屠勇」取立令の「穢多の名目……差除」という一条をもつて、〈身分解放〉だとして

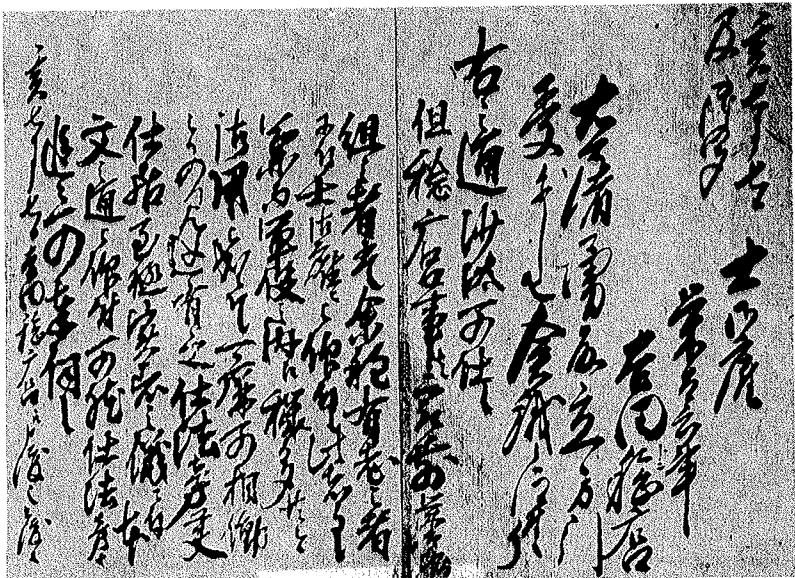


写真1 「屠勇取立令」申渡沙汰 (毛利家文庫『部寄』文久3年7月)

きて いるのである。

しかし、はたしてそうか。被差別部落民の軍事的登用というものがどのような形式でもつて登場してくるのか。本報告は、そのことを究明する。

一 幕府令での「穢多」登用の原則

兵農分離と賤民差別を大原則とする幕藩体制のなかで、被差別部落民の軍事的登用、「武役」取立はどうありえたのか。

『徳川禁令考』を見ると、嘉永六年(一八五三)九月、宮津藩から「穢多武役」について幕府へ伺いが出ている。ペリー来航によって引き起された軍事動員に伴なつてのことである。

領分にて穢多之もの共、武役其外用人足ニ遣候ても不苦儀ニ御座候哉、公辺御定も御座候哉、兼て心得罷在度、此段奉伺候、以上

(嘉永六年七月廿六日)

松平伯耆守家来 原四郎兵衛

これに対して、幕府は次のように回答、指示している。

書面穢多方之儀者、其品ニ寄、領主心得を以被遣候とも、差支之筋ハ有之間敷候得共、平人同様之遣方ニハ難相成ものニ有之候

この幕府指示によると、「穢多」の「武役」登用には「差支之筋」はなく、ただ「平人」とは不「同様」とすることが条件づけられている。つまり「平人同様」としないかぎりにおいて「穢多武役」は公認されているのである。

してみると、長州藩での「屠勇」取立は天外無法のことではない。外圧危機に触発されての幕府・諸藩の対応にも方針にも沿うものである。事実、長州藩幕末の政治リーダー村田清風が「夷戎」防禦に「雜戸」を登用すべしと叫んでいるのも、時おなじ嘉永六年九月のことである。

唯智略ある者は、防海の良策を献し、勇力ある者は、槍刀又は棒、熊手、鳶口或は刺鯨の釘もり、又投鋒等をして平常習熟の技をなさしめ、六十才以上の老人は、不審番、婦女は焚出し、十五才以下の小児は兵糧配り、十五才より六十才までは戦斗をなさしめ、沿海の者は舟師に使ひ、山村の者は陸戦を為さしめ、僧巫雜戸のものといへとも使令すへし、鉦鼓にても鳴らしむへし、戎狄は犬猫に比すれば、雜戸の者にあらずべし、犬鷄牛馬も其用あらへし

写真3 村田清風

(村田清風、「長夜の寝言」)

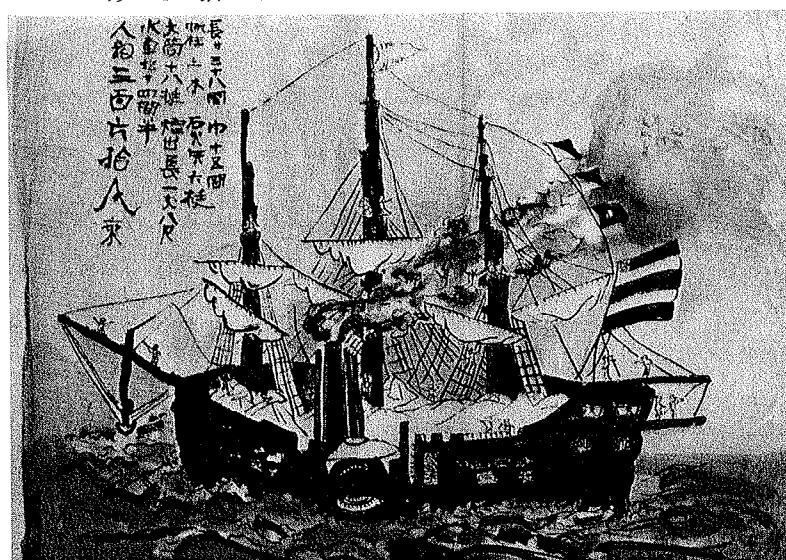


写真2 文久3年、馬関襲来の外艦図（毛利家文庫『馬關攘夷戦絵図』）

二 奇兵隊での「穢非」排除と高杉晋作

もちろん、こうした「穢多」の「武役」登用は順直には展開しない。宮津藩の幕府への照会自体、その足元に異論、反論があつてのことと思われる。宮津藩ならずとも、その実施にあたっては〈平人不同様〉の条件がことさらに強調されたと見なければならない。

事実、長州藩にあつては、周知のように「奇兵隊」をはじめ士・農町民からなる「諸隊」の編成が大々的に展開するが、そこでも「穢非」については厳然とラチ外に不「同様」に置くものであった。奇兵隊の組織者、あの高杉晋作みずからして「穢非の者を除の外」と宣言している。

今日之国勢に当り、肉食之士人等皆事に堪へず、故に藩主に乞ひ、新兵を編せんと欲せば、務めて門閥の習弊を矯め、暫く機兆之者を除之外、士庶を不問、俸を厚くして、専強健之者を募り、其兵を馴するや、賞罰を嚴明にせば、縱へ凶險無頼之徒と雖も、之れが用をなさざるといふ事なし

そして現実、その奇兵隊に身元を偽って入隊していた賤民「宮番」市惣は、露見するや「手討」にされている。部落民はあくまでも「平人」＝士・農町民とは〈不同様〉とされているのである。

(『東行先生遺文』)

右之者事、宮番之身分として庄屋畔頭並名前を偽入隊致候段、不謂儀ニ付、只今手討ニ致し候、此段御届致候、

以上

七月十一日

幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊（北川）

狙撃隊々長 南野市郎

書記各中様

藤村太郎 判

（『奇兵隊日記』）

この高杉晋作の発言「暫く穢非之者を除之外」については、研究者のなかにはこれを断罪的に論難する向き^(註③)もあるが、この高杉の発言は、むしろ「暫く」のほうにこそルビを打つて理解すべきであろう。すなわち、高杉は奇兵隊の創設にあたって、やがては「穢非」隊の別途編成をも構想していたと見なければならない。であればこそ、奇兵隊創設の認可の報に接して彼自身次のように云い放つてもいるのである。

分袂後^(山口)鴻城へ罷出候處、諸彦方より寄^(奇)兵隊設立ノ事ニ付、色々御

高配被下、何分高位高祿ノ士よりハ見込有ル農商人合議の方遥ニ

見込有之、狂生心中ハ

見渡せば穢多も乞食なかりけり 吉田の里の秋の夕暮

御一笑是祈、何れ不日帰闇の上、井上・伊藤両兄へ御早談可申、只今来客中醉毫、御望事於拝鳳の上万々縷々

念二

前田陸山翁 侍正

（長府博物館蔵）

高杉東行

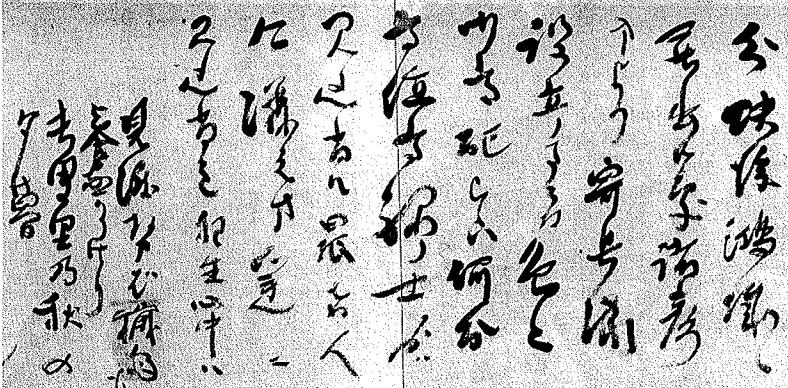


写真4 高杉晋作書簡（前田孫右衛門宛、文久3年）

拝復、御申越の儀、巨細承知いたし、先日御内談ノ寄^(奇)兵隊設立ノ事ニ関し狂生心中

見渡せば穢多も非人もなかりけり吉田ノ里の秋の夕暮

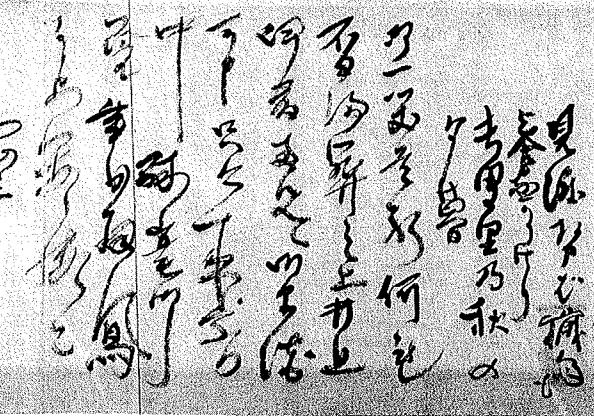
御笑謔可被憚候、天下形勢面白數相成申候、御方暇もあらば些少

御來狀是祈

如月念四

山内老台 侍夫

（功山寺蔵）



この高杉の「心中」こそは、その詞句だけをもつて「全く完璧なほど」の「差別感」の「表現」（布引氏）だと決めつけていくことでは理解できない。あくまで書簡のスチュエーションに立つて読むべきである。高杉個人の「差別意識」を衝くに性急であるよりも、こゝは「奇兵」取立（庶兵）取立をめぐる路線論争の一環として読み取ることの方が大事であろう。

すなわち、重臣層の間に横たわる奇兵反対論、農町兵拒絶論を意識しつゝ、「オレは農町兵どころか、穢非兵の取立までも考えているのだゾ」、それが高杉の真意（「心中」）である。であればこそ、「暫く」にしてやがて七月には「屠勇」取立の発令を見るのである。

かくて、部落民軍隊は「諸隊」とは區別された「平人」不「同様」の別個の隊として登場、出現する。

三 奇兵隊での「農町」登用の形式

では、その「穢非」兵と「農町」兵の軍隊登用の不「同様」さはどうであったのか。まず、農町＝「平人」登用の場合からその形式をみておこう。

さて、奇兵隊創設の上申書は、次のように掲げている。

一奇兵隊之儀は有志之者相集候儀ニ付、陪臣・輕卒・藩士を不選同様に相交り、専ら力量を貴ひ、堅固之隊相調可申と奉存候

(中略)

一此往合戦毎に勇怯も相顯れ可申に付、日記具さに相調置可差出候間、賞罰之御沙汰陪臣・輕卒・藩士に拘はらず速に相行はれ候様仕度奉存候

(中略)

(文久二年)

癸亥六月七日

高杉東行

(『防長回天史』)

注目すべきことは、そこに「農町」「庶」といった辞句が一言半句も見えて

いないことである。もちろん奇兵隊は当初から「士庶を不問」募兵、編成された画期的な軍隊である。しかし、その創設趣意書にあつては「陪臣・輕卒・藩士」とはうたつても、「農町」「庶」とは決して公言してはいないのである。

つまり、奇兵隊は「士庶」混成の軍隊でありながら、タテマエとしては「陪臣・輕卒・藩士」の軍隊として表装されているのである。

このことは、山口政事堂からの通達類にしても軌を一にしている。

赤間関御手當に付、大組二組出張被仰付置候處、其後奇兵人數其外農兵等追々被差出候付、大組二組之儀は強壯之者計精選凡百人程被残置、其余組頭を始出張被差除候事

(『防長回天史』)

「奇兵」隊員は決して「農兵」ではないのである。

こう見てくると、奇兵隊は兵農分離の大原則を否定してではなく、むしろこれに則して組織され運営されているのである。形式の上では、である。実態としては「兵」以外の「農町」を組み込んだ新規、革命的な軍隊として組織されながらも、タテマエと形式としてはあくまでも「士」兵の軍隊なのである。

云いかえれば、「士」の形式なくしては「農町」「庶」兵の登用はありえなかつたのである。「士」の形式＝外被をまとうことによつて、「農町」の兵員化はあつたのである。云うなれば兵農分離の大原則とのツジツマ合わせであり、そ

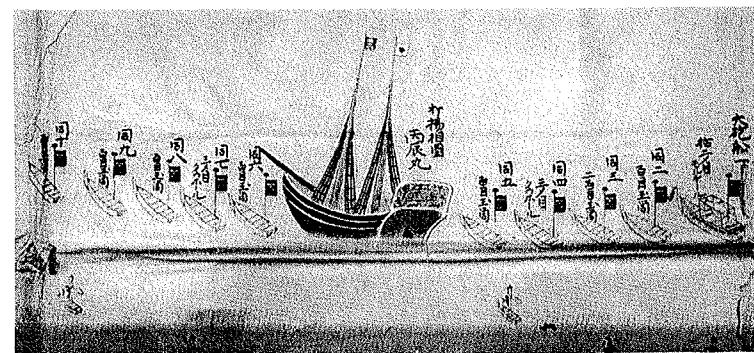
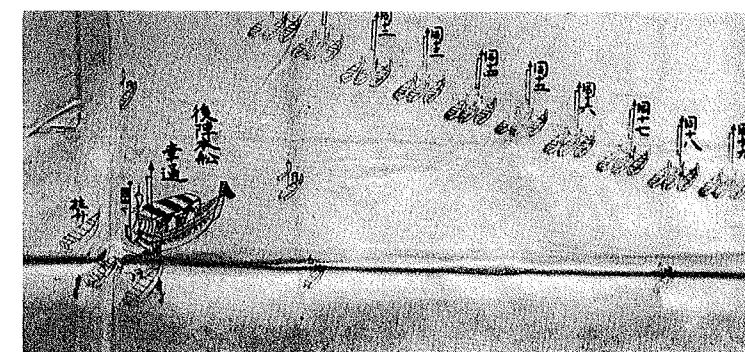


写真5 『萩菊ヶ浜沖船軍習練之図』(毛利家文庫・部分)

幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊（北川）

二六

ここに革命と伝統のアラベスクを見ることが可能である。

この奇兵隊をはじめとする諸隊での「士」の形式こそは、隊員名簿に歴然とする。たとえば『長藩奇兵隊名鑑』。

明治元辰六月十日入隊

萩瓦町年寄河野友二郎二男 小郡裁判陶畠村庄屋長田小右衛門存内儀平三男 柏村順藏

慶応二寅十一月十六日入隊

井上源左衛門内 濑上安熊

同年九月二十五日入隊

そこには「百姓」とか「町人」とかの肩書き記載はない。もつともその判別ができないものではないが、「農町」身

分とは表記されていないのである。しかもそのいづれもが「士」同様に苗字を冠する。奇兵隊以外の諸隊にあっても、方式は同じである。

要するに、「農町」の場合、「士」の形式、「士」の体裁をとることで「兵」に仕立てられているのである。士「同様」こそ、それが「平人」の場合の登用形式である。

四 屢勇取立令の「名目差除」の意味

では、「穢非」「屠勇」の場合どうか。どう「平人」とは不「同様」とされたのか。

第一は「隊」を別にされたこと、第二は苗字＝姓を不用とされたこと、第三は軍装である。すなわち、すでに述べたように部落民軍隊は「諸隊」とは別個の發令にもとづく編成。そして隊員名簿に苗字と身分の記載をもたない。^桂軍装は「維新団」の場合、黒づくめである。

維新団兵服御起械隊名の事

一衣服黒筒袖黒立付共細の事
一衣笠黒塗の事

前書の通可相用事

一衣服其外絹物吳紹服類并二紋付一切禁之

右維新団兵衣服其外前件の通定候ニ付、心得違無之様可被授事

五月十八日

（萩野家文書）

二番小隊

肝煎 為三郎

鼓手 庄三郎

同 宇之吉

器械方 房吉

兵糧方兼小荷駄方 浪太郎

一ノ伍長 重吉

八藏

七五郎

幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊（北川）

二七

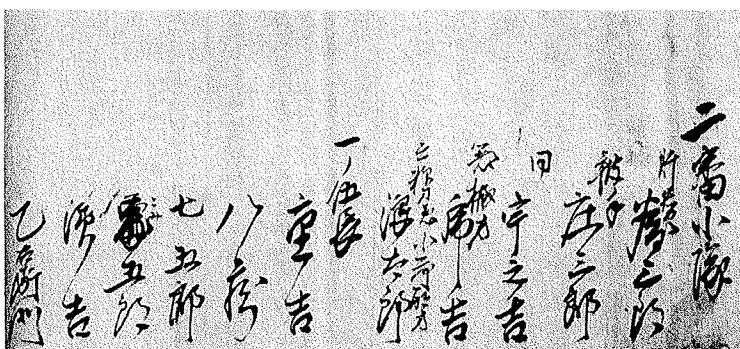


写真6 『維新団二番小隊々員名簿』
(萩野静枝氏寄贈、山口県文書館蔵・部分)

浜吉

乙右衛門

鶴藏

伍尾 千代藏 竹松
(下略)

(萩野家文書)

「農町」兵が姓を名乗り、「士」の形式をとつたのに対比して、「穢非」兵は無姓欠苗^{註⑤}のままに、しかも「農町」兵と同じく身分肩書を表記されていないところに、その「農町」身分格への昇遇がある。ちなみに、「屠勇」取立を建議した吉田總磨の意見書にも、次のごとくある。

有志の穢多非人御用ニ相立度願出候者ハ御免被成、兵卒ニ御取立、其名を何とか改め、其格を本格より一層高くし、目覺敷はで二袋はせ、給金相応にあてがひ候はゞ、我勝ニ部伍に入らん事を願ひ出可申と奉存候

「農町」兵にあつては「士」の形式が適用されることでその「格」アゲがあるが、「穢非」兵のそれは「農町」格の様式とされていることで「其格を本格より一層高くし」^{註⑥}ているのである。

兵農分離と賤民差別という大原則のもとでの「武役」登用にあって、「平人」と「穢非」のそれを不「同様」とする形式は、まさにそこにある。

こう見てくると、あの「屠勇」取立令における「穢多の名目……差除」の意味がどのようなものであつたかは、もはやおのづから判然とするというものである。

すなわち、結論を云おう。あの「屠勇」取立令の「名目……差除」の意味こそは、「身分取立」や「身分解放」を告げるものでは決してない。それは文字どおり「穢多」の名目＝肩書のみの不称、不使用、それも在隊期間に限つての措置にとどまるものなのである。

ちなみに、付帯する「平常一刀両胴服」という条件にしても、隊籍にあるかぎりでのことであるはず。それに「諸隊」の農町兵にしてみても、その身分不称、苗字唱号はあくまでも隊員のかぎりにあつてのことである。決してその身一代、終身に及んでの苗字、帶力、士分格というものではない。

そこにこそ、兵農分離と身分制度の大原則のもとでの「農町」「穢非」登用の方式と形式がある。「穢多の名目被差除」の一条は、あくまで限定して解釈すべきである。断じてそれは「身分取立」「身分解放」などといった大そうな措置ではない。

事実、部落民軍隊への参加、従軍によって「解放」されたという事例は一件として見出されてきていない。^{註⑦}ところが、にもかくわらず、この事実と「身分解放」説の矛盾を逆に読み替えて、「解放は約束されながらも、その約束は履行されなかつた」とツジツマを合わせ、幻想と虚像のウワヌリをしてきたのがこれまでの研究説である。「名目のみの解放」（布引氏）、「解放は幻想にすぎなかつた」（利岡氏）と云い添えてもいること自体、「解放」を幻想していることのウラガエシ、二重の幻想である。

この「解放を約束した」ものの「約束は果たされなかつた」という二重の幻想と虚像が、これまでどれほど部落民軍隊についての評価と論議をゆがめてきたことか。ために

（約束を守らなかつたからイケナイ、ケシカラヌ！）

幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊（北川）

〈おのれ一人の成り上がりに走ったのではないか！〉

といった不毛、迷妄の論議が堂々めぐりさせられてきた。これでは部落民軍隊はもとより、今日の市民前衛もまた浮かばれはしない。学校同和教育読本のなかでも次のように扱われる。

これら諸隊の中でも維新団は、一八六六年（慶應二）幕府軍が長州を攻めたとき、山口県と広島県の境にある小瀬川でめざましい活躍をしました。この活躍は、真に差別からの解放を願う強い意志とエネルギーに支えられたもので、武士をはじめ、多くの人々に賤民身分に対する見方を改めさせるほどでした。しかし、えた身分がとり除かれるという約束は守られませんでした。

これ式の〈約束を守らなかつた！だからイケナイ〉式の叙述では、歴史の視界は卑小化させられる。早い話が、仮りにも〈約束〉が実行されてもいたら、それこそ〈メデタシ／＼〉とでも云うのか、考えてみたらよい。〈解放〉は個人、個別の次元にとどまる課題ではない。それに約束が〈果され〉ようと〈果されまい〉と、〈利用された〉ことに違ひはないのだ。

だが、彼らは決して一方的に〈利用され〉たのでも、〈だまされた〉のでもない。彼らはみずから進んで、進んで戦うのである。それはなぜか――。

五 維新団「驚眼」奮戦の意味

かくて、幕末長州藩の部落民軍隊の現実は、これまで幻想されていた事態よりはるかに苛酷、苛烈である。〈解放〉

もなければ〈解放の約束〉もありはしない。いうなれば〈解放なき〉軍隊、〈解放の約束なき〉軍隊、それが部落民軍隊の実像である。

だが、それでも、それでも部落民軍隊は戦つた。それも懸命に、みずから進んで奮戦した。あの幕長戦争のクライマックス、芸州大野の激戦を報告して、遊撃軍参謀河瀬安四郎は告げている。

其余岡田駒次郎を始卒伍中に至る迄手柄様々、且又維新団之勵驚眼事に御座候、右二付小銃大砲にて打留候事は幾十人と云ふ事不知、（中略）

（慶應二）
六月十九日

河瀬安四郎

（『防長回天史』）

では、なぜ彼らは今まで戦つたのか。〈解放なき〉軍隊、〈解放の約束なき〉軍隊で、そうも彼らが「士」をなした理由は何か――。そこにこそ部落民軍隊の核心はある。

すなわち、彼ら部落兵が「士」兵・「農町」兵に抜きんじて勇猛果敢に戦つたのは、なによりも彼ら自身が「士」「農町」兵に引けをとらずに戦おうとした、その意志によるもの以外何モノでもない。なにゆえに彼らは戦場といつ共一の舞台、土俵の上で「士」「農町」をしのいでまで戦おうとしたか――、それはもう問うまでもない。

彼ら自身に言葉を求めずともよい。権力と体制の側がいみじくも彼らの意中、「内情」を云い当てている。「屠勇」取立をプロモートした吉田稔麿本人がこう建白している。

穢多生の儀ハ、是迄良民ニ不齒、多年鬱屈罷在、官の御用も候ハ、と、相待ち願居候内情推察すへき儀奉存候、（中略）星移物換り候得ハ揚ルモノ抑ヘ、鬱するもの發し、罷するもの信ぶ、今や穢多非人積習ニ籠セラレ、人間ニ蹕踏罷在候得共、天下ハ活物、智は智愚は愚を駭露シ、仮令は一戦敗北ニ及ヒ候ハ、彼等人間ノ恐懼ス幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊（北川）

表1 幕末長州藩部落民軍隊関係年表

嘉永 6 (1853)	9月 「穢多」の「武役」登用につき宮津藩より幕府に伺い。 幕府は「平人同様」とせざることを条件に公許。 (徳川禁令考) 9月 村田清風『長夜の寝言』のなかで「海防」のため「雑戸」登用をうたう。(長夜の寝言)
安政 3 (1856)	10月 藩府、大津郡の「宮番」妻登波の敵討ちを賞す。 (討賊始末)
文久 3 (1863)	4月 吉田稔麿、「屠勇」取立を建議。(椿窓拾写) 7月 「垣之内」兵取立を藩内に令す。(部寄)
元治 1 (1864)	7月 「穢多非人」兵取立を藩内に令す。(諸取集記録) 「奇兵隊」、身分偽称の入隊兵「宮番」市惣を切捨て。(奇兵隊日記) 8月 佐波郡で「一新組」発足。(時政覚書)
慶応 1 (1865)	1月 榴梨派藩府、高杉派の討伐を「穢多」中に令す。 (諸取集記録) 11月 上関「茶筅」隊、血盟規則。(同隊盟約書) 冬 「維新団」、訓練開始。(戦功御賞典沙汰)
慶応 2 (1866)	3月 上関「茶筅」隊、第二奇兵隊によって弾圧解体される。(逮捕茶筅名簿) 5月 維新団規則。(同団規則) 5月 山代「茶筅中」、芸州口戦争に出動。～8月。 (諸隊編成) 6月 「維新団」、芸州口戦争に出動。～8月。 (防長回天史) 7月 「一新組」、芸州口戦争に出動。～8月。 (御楯隊戦斗略記)
慶応 3 (1867)	12月 「維新団」隊士3名、選抜されて遊撃隊に従軍して京都に赴く。(萩野静枝氏談)
明治 2 (1869)	11月 脱隊反乱兵の高森での逮捕に「維新団」兵動員される。(児玉日記)
明治 4 (1871)	「維新団」員154名に賞典下付。 (戦功御賞典沙汰)

ルニ不足を認トメ、義兵を挙て幸ニシテ勝ヲ得候ハゞ、其時こそ垣ノ内にては無之か、夫よりは今内チ被差許、惣督被付置候はゞ、前件ノ憂も無之、彼等ヲ以テ敵を動カシ、其所に因テ勝ヲ後ニ要セバ、我逸シテ勝を得、彼先ツ勞シテ勝ヲ取ヲエズ、勝ヲ得ルモノ權アリ、否ザルモノ伏ス、依之觀之候時ハ、穢多非人を永久屈伏セント欲セバ、今ノ時ニ当リ速ニ兵卒ニ御仕立アルニ若クハナシ

つまり、「是迄良民ニ不歎」る「多年」の「爵屈」と、「官の御用も候ハゝ」と相待ち願居」ることが被差別部落民の「内情」だとして、その「爵するもの發」するを権力的に先取り、取込むことを進言しているのである。

いまや封建権力は、被差別部落の「爵屈」「發」するを対極とし、これへの対応如何こそみずから「勝」と「權」の帰趣を制するものだとまでクローズアップ、この危機認識を先導とする。被差別部落の反体制的エネルギーの存在が、ついに体制危機に立つ権力側をしてさらなる危機感と恐るべき政治戦略へと駆り立てているのである。

部落兵の「取立」自体、被差別部落民のエネルギー（＝「内情」）を先取る権力的対応であったことを、ここであらためて刻記しておかなければならぬ。かくて、「爵するもの」の「發」現、士・農町兵に「歎」こうとする表出こ

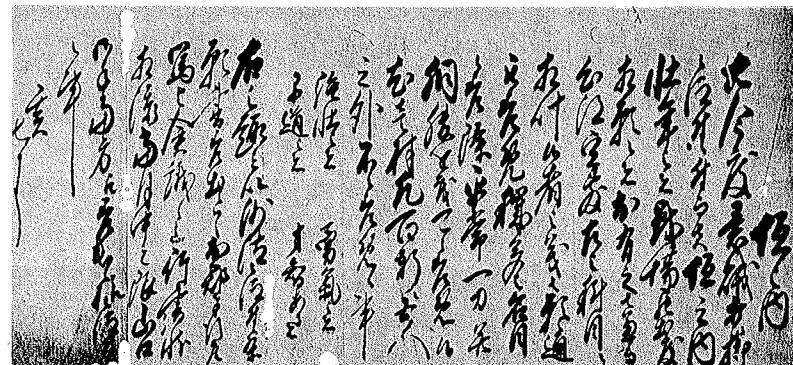


写真7 「屠勇取立」令(毛利家文庫『部寄』・合成文久3年7月)

そ〈驚眼の働き〉にほかならない。差別克服の主張と体現としての〈驚眼の働き〉である。

もつとも〈驚眼の働き〉は、「平人」に「齒」こうとするだけの、あるいは、「齧するもの発」するだけの身分的〈見かえし〉だけの次元のものであつたのではない。部落民軍隊の隊名を見るがよい。「維新団」／「一新組」／、それは大いなる変革と革新への思いを標榜、表明する。この被差別部落民にあつてうたう「維新」「一新」とは何か。

云うまでもない。「維新」「一新」という以上、「齧するもの発」するだけのことではない。「不齒」「齧屈」の体制そのものの克服、清算としなければ一体何であろう。体制的解放をこそ彼らは時代沸騰の前途に期待し、付託し、予感していたのである。

部落民軍隊の歴史的核心はそこにある。「維新」「一新」という隊名象徴のかぎりではあるが、体制的解放への希求を内在、自覚していることで、部落民軍隊は、あの文久段階の「屠勇」取立の権力側の企図と思惑を越えて、到来する時代の波頭に立つものであったのである。

ち

ちなみに、戦争後、隊員に「士分取立」の打診が下つたとき、「侍になつても仕様がナイ」と云い切つた当該部落住民の世論こそ、文久の上からの「屠勇」

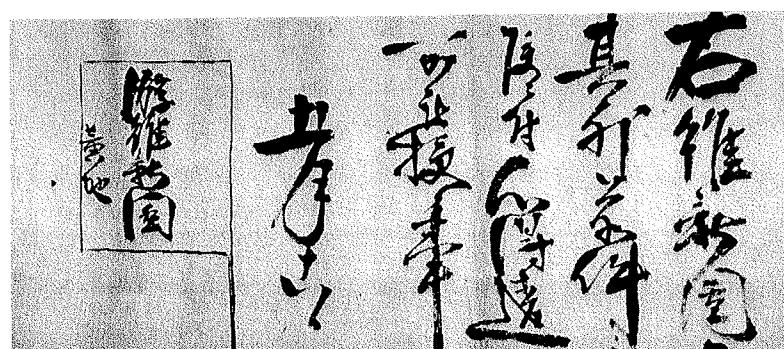


写真8 『維新団兵服起械隊名定』
(萩野静枝氏寄贈、山口県文書館蔵・部分)

取立路線への痛烈な歴史的回答をなしている。

すでに幕長開戦前、藩内では次のようなイロハ唱句が流行っている。

もとの天下(太閤)も根は百姓

(夜目)よめ遠目かさの内、帶刀の御侍

(氏)うしよりそたち諸隊の人

(縁)えんの下の舞、慷慨の士

(毛利家文庫『年度別史料』)

歴史舞台への民衆の大々的な登場、参加によつて、歴史は沸騰、前転するのである。

おわりに

かくて、部落民軍隊が〈解放なき〉軍隊、〈解放の約束なき〉軍隊であることを開示したいま、その〈めざましい〉戦いの意味もまた初めて明快、鮮明となつた。

すなわち、部落兵はオノレ一人の〈脱賊〉〈成り上がり〉に走つて参戦したのでも、「官の御用」に一方的に〈利用され〉て奮戦したのでもない。「多年」の「鬱屈」をバネに、みずから一同の「維新」と「一新」、体制的解放への期待と予見をこめて戦つたのだ。その自己主張と自己体現こそが「維新団」「一新組」と



写真9 『都風流トコトンヤレぶし』(木版刷、山口県文書館蔵・部分)

いう隊号であり、また「驚眼」の「働」きであつたのである。そこにこそ部落民軍隊の実像と核心はある。といって、彼ら部落青年兵らが好戦的であつたというのではない。初めて幕軍に対峙したとき、彼らは緊張と不安におののき氣おくれのする青年たちであつた。互いに鼓舞し合いつゝ、ヒザを立て銃を構えたという。その青年たちが「驚眼」抜群の戦斗をなすのである――。

そのことの歴史的意味を、ようやくにしていま真にかみしめ、握りしめ、その歴史的地点に一人立ちつくす思いにあつての、本報告である。

註①概略、次のごとし。

田中 彰「長州藩部落解放史覚書」（『部落』六九号・昭和30）。括弧付ではあるが、身分「解放」によつて行なわれた部落民の軍事力への登用」と述べる。つまり条件つきではあれ一定の「解放」がなされての部落民軍隊だと述べている。

布引敏雄「幕末長州藩被差別部落民諸隊の活動」（『日本史研究』一一二号・昭和42）。「部落民は、維新団に解放の手段を見出し、積極的に参加していった」と述べ、部落民軍隊は「解放」を約束したもの、と見てはいる。であればこそこれを「隊員のみの解放」だとし、ゆえに「部落民隊は脱賤としての性格を持つもの」だと規定。さらに実態がそ

れに伴なつていないことから、結果として「名目のみの工身分からの解放」だとする。

小林 茂「幕末期における部落民の活動」（『部落解放』二二号・昭和46）。「戦功をたてることによつて、賤称を廢止してもらうために」と述べ、あたかも褒典として「賤称廃止」が約束されていたかのように云う。さらに「解放したという事実を、私は知らない」とも告げ、その約束が全く履行されなかつた、と示唆する。

北川 健「近代天皇制の成立と部落問題」（『部落問題研究』四一号・昭和49）。「部落民諸隊の取立てといふ形で、部分的、例外的にではあるが賤民身分の取立ての初例と公約を見たことで、賤民差別制度の絶対性は崩壊する」と云

い、部落民の兵員登用を「身分取立て」、つまり「解放」と見ている。

安達五男「被差別部落民の軍事登用」（『人権の歴史』昭和56）・「長州藩の維新団・一新組」（『人権のあゆみ』昭和59）。「部落の人びとは一途に差別からの解放を求めて幕軍とたたかつた」と強調し、部落民軍隊を「解放」に直結させてとらえている。そして「その解放は一部の隊員にとどまり」とまで過言し、一部ではあれ「解放」が実施されたものと告げる。また「やはり差別はあつたのだ」とも云い、「解放」の不全を云う。

利岡俊昭「部落の歴史」西日本編「山口」（昭和58）。「条件づきではあるが身分解放を約束した」とも受けとめ、

「部落民が解放を求めて諸隊の結成に加わり」「解放を求めて積極的に参加した」と伝える。しかし「大きな制約」があり結果として「解放は幻想にすぎなかつた」とまとめられる。

前田朋章「幕末における長州藩部落民諸隊の活動」（『部落解放研究』四〇号・昭和59）。「名目差除」の「実際はどうであつたか不明である」としながらも、これを「不明」のままで済ましていること、また「一部のエリートによる

身分上昇の手段」だという「批判」に対処しながらも、「上昇」そのものは否定していないこと、の二点にうかがえる

ように、部落民軍隊を「解放」と「上昇」の線上でとらえている。

②どうしてこんな錯誤を招いてきたのか。研究者自身の「解放」への思い入れがワザワイしてのと云えれば聞えよいが、基本的には、幕府——諸藩——長州藩——奇兵隊——諸隊——部落民軍隊、と貫ぬく、（兵農分離）の大原則のもとでの（農町）（穢非）登用の論理と形式を問うという、全体貫通した視界を持ち合わせていなかつたことによる、と私は見る。

③小林茂氏、布引敏雄氏、前田朋章氏が言及している。（各前掲論文）

④この狂歌の解釈として、前田朋章氏は「奇兵隊には穢多はないんだと高杉は言いたいのだろう」としている（前掲論文）。しかし、それだとなぜ高杉はこの時点でそんなことをうそぶくのか、動機が分からぬ。

⑤池田利彦氏は現地に伝わる「遊・維新団人別名録」に「半数以上のものが姓をもつてゐること」を強調して、「維新団は穢多・茶筅・平民などで構成された身分制越えた部隊

幕末長州藩の奇兵隊と部落民軍隊（北川）

三八

であつた」とまで拡大解釈をくだしている（同氏「維新団にみる長州藩民衆の郷土防衛意識」『山口県地方史研究』56号・昭和61）。しかし、この『人別名録』の〈姓〉名は、そのように解すべきものではない。いずれ別途論及する予定である。

⑥小林氏も前田氏も〈解放〉の施行については懷疑的、否定

的であるが、〈解放の約束〉そのものまでは疑問視していない。

⑦⑧萩野静枝（男性）氏談話（昭和48年7月聞き取り）

⑨『風雪百年——郷土を築いた人々』（朝日新聞山口支局・昭和42）

〔付記〕

〈人民のゲバルト化〉というものがあの兵農分離の体制のなかからどう登場してくるのか、一九七〇（昭45）年ころ私はそういうことに関心を向けていた。そして一九七五（昭50）年ころには、〈身分解放を約束しながらその約束をはたさなかつた・だからイケナイ〉式の同和説本の記述に遭遇して〈これでは歴史を卑小化させるものだ!〉と憤りを心に刻むことがあつた。以来この関心と憤慨が何ほどかの歴史像をあざなってきたのであろう。一〇年を経て今回のような到達とはなつた。各方面からの叱正を期したい。

なお、一、二の文書の所在について伊秋洋子氏の、またその解説にあたつて田村哲夫氏の、それぞれ教示を受けることがあつた。記して謝辞とさせていただく。